

名古屋市告示第428号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 8月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合同会社ロピタル・リセ 名古屋市名東区よもぎ台三丁目 211 番地の 1	相談支援リセ 名古屋市名東区社 台 3丁目 177番地	特定相談支援	2338000306	令和 7年 6月 1日
		障害児相談支 援	2378000307	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課